

## 補装具費支給の流れについて

補装具の申請から受け取りまでの大まかな流れ

- ① **申請** → お住まいの市町村の窓口
- ② **医学的判定の日程調整** → 市町村からご本人へ判定の候補日と場所を連絡します。
- ③ **医学的判定** → **会場: ②で決めた会場**  
本人・判定医師・判定スタッフ(複数名)で必要な補装具を相談します。
- ④ **支給決定** → お住まいの市町村より、支給決定通知書と**支給券**が発行されます。  
※⑦で必要になるため、保管をお願いします。  
※③医学的判定後、事業者より見積書を提出していただきます。  
見積書を確認した後、支給決定の通知が発行されますので、補装具の種類や状況によりお時間をいただく場合があります。
- ⑤ **採型・採寸** → **会場: 障害者相談所ほか、各判定会場**  
※会場は、事業者と相談して決めていただくことも可能です。  
※住環境等製作上考慮すべき点がある場合は、別途検討します。
- ⑥ **仮合わせ** → **会場: 障害者相談所ほか、各判定会場**  
作製中の補装具が合うか等を確認します。  
必要に応じ、障害者相談所職員立ち会いのもと実施します。
- ⑦ **適合判定・受領** → **会場: 障害者相談所ほか、各判定会場**  
障害者相談所職員が立ち会い、製作した補装具が処方どおりか、不具合はないか等を確認します。

〔 持ち物  
・支給券 ・印鑑 〕

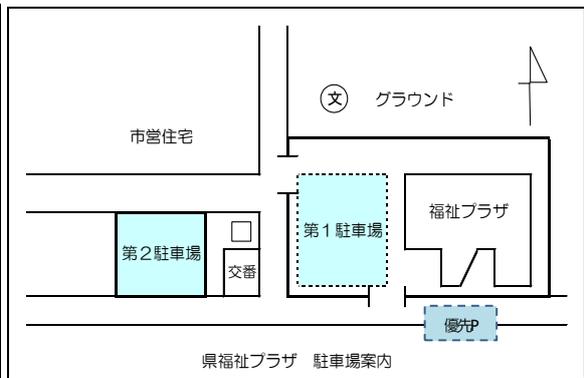
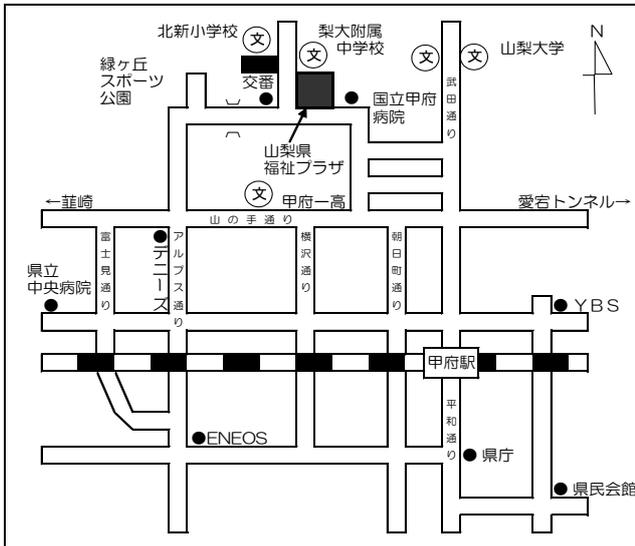
- ⑧ **支払い** → 利用者負担金がある方は負担金を支払います。

\* 判定の日や時間は会場により異なります【要予約】。

\* ご心配なことがありましたら、お住まいの市町村障害福祉担当または障害者相談所へお問い合わせください。

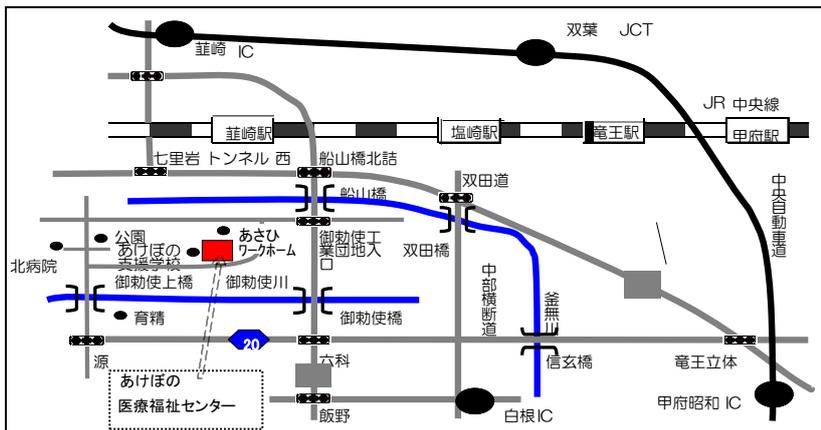
## ◆ 判定会場

### ◎ 山梨県障害者相談所〔甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ2階 TEL:055-254-8672〕



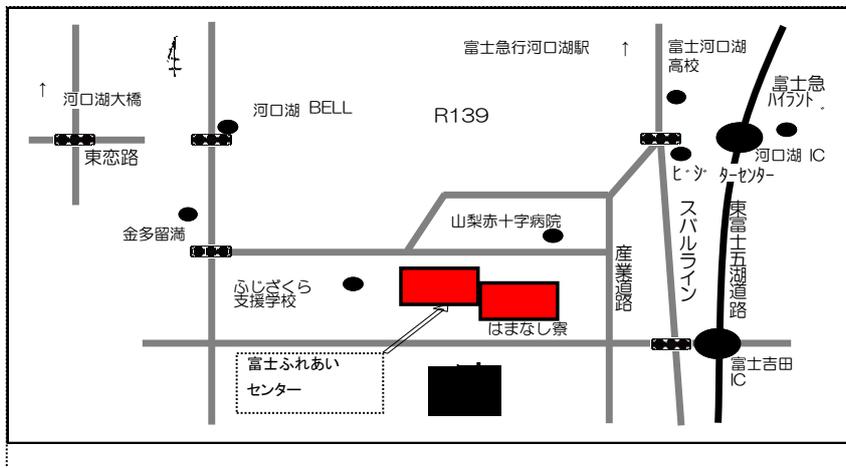
\* 福祉プラザ2階 エレベーターを降りて右前に事務所がありますので「補装具の判定に来た」と声をかけてください

### ◎ あけぼの医療福祉センター〔韮崎市上條南割3251-1 TEL:0551-22-6111(代)〕



\* 正面玄関に入って右側にて障害者相談所のスタッフが待機していますので「補装具の判定に来た」と声をかけてください

### ◎ 富士ふれあいセンター〔南都留郡富士河口湖町船津6663-1 TEL:0555-72-5533〕



\* 正面玄関周辺に障害者相談所のスタッフが待機していますので「補装具の判定に来た」と声をかけてください

### ◎ 山梨県立中央病院〔1階整形外科外来〕

- \* 提示された時間に1階整形外科外来の待合でお待ちください。障害者相談所のスタッフが声をかけさせていただきます。
- ※一般診療ではありませんので診察受付は不要です

### ◎ 巡回相談会場

- \* 提示された時間に各巡回相談会場までお越しください。